



EAST JAPAN HOUSING EVALUATION CENTER



株式会社 東日本住宅評価センター



株式会社 東日本住宅評価センター

私たちは社会的責任を自覚し、 公正・中立な事業活動を通じ、 安全・安心な住まいづくりと、 環境にやさしい社会の実現に貢献します。

住まいには、いつの時代も変わらず、確かな安全・安心が求められてきました。

特に近年は、省エネルギー性、耐震性、環境問題などからさまざまな制度が整備され、
社会の優良ストックとなる、より良い住宅建設が推進されています。

東日本住宅評価センターは、「正確・迅速・親切」な業務を行い、お客さまと共に住まいに係る制度を活用し、
安全・安心な住まいづくりと、環境にやさしい社会の実現に貢献してまいります。



この想いを当社のロゴマークに込めました。

人間生活にとってもっとも関わりあいの深い住宅について、環境と社会との調和、地球・大地・環境を意味するブルーの正円、
会社のバックボーンである確実性・信頼性をその内側の4辺が同一である正方形、適正な評価をする「目」Evaluation（評価）の
頭文字Eをシンボル化したグリーンの精円で表しています。

ご挨拶

東日本住宅評価センターは、2000年の会社創立以来、公正・中立な立場での「正確・迅速・親切」な審査・検査を通して、安全で安心な住まいづくりに、さらに近年においては環境にやさしい社会の実現に貢献することを最大の使命として、企業の社会的責任を果たすべく業務に取り組んでおります。

新築住宅の建築確認検査、住宅性能評価をはじめ、BELS、長期優良住宅などの業務に加えて、既存住宅においてもインスペクション、法12条定期報告など幅広い業務を行い、お客さまから高いご信頼とご支持をいただいております。

2025年4月には、建築基準法・建築物省エネ法の法改正が行われ、省エネルギー関連業務の重要性は益々増大しており、住宅業界におけるカーボンニュートラルに向けて当社の果たす責任も一段と重くなっております。

さらに、電子化を始めとするDX推進に積極的に取り組むことで、審査・検査の効率性を改善し、お客さまの利便性のさらなる向上を進めていくことが求められております。

こうした社会の変化やお客さまの多様なニーズに的確に対応し、すべての業務において、幅広い専門性に裏付けられた、正確、迅速、親切で質の高いサービスをご提供することにより、「お客さまから信頼いただき、末永くお取引いただける会社」となるように社員一同努力してまいりますので、何卒ご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

株式会社東日本住宅評価センター

代表取締役社長 岡出 眞之

会社概要

商号 株式会社 東日本住宅評価センター

本店所在地 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG 鶴見ビル5階
TEL 045-503-3801（代表）

主な事業内容

当社は2000年の設立以来、東日本エリアにおける新築戸建て住宅・共同住宅を中心に建築確認検査、住宅性能評価をはじめ、BELS、長期優良住宅などの省エネ関連業務に加えて、既存住宅においてもインスペクション、法12条定期報告など幅広い業務を行ってきました。住まいのプロフェッショナル集団として質の高いサービスをご提供し、お客さまの住まいづくりをワンストップでサポートいたします。

事業案内

●建築物の確認・検査業務

当社は、「建築基準法」に基づき国土交通大臣の指定を受けた「確認検査機関」です。
建築物・建築設備・工作物の確認業務、検査業務及び、仮使用認定業務を「建築基準法」に基づき実施し、「確認済証」、「検査済証」、「仮使用認定通知書」を交付します。

●住宅性能評価業務

当社は「品質確保の促進等に関する法律」に基づき住宅の性能評価を行う登録住宅性能評価機関です。
耐震や温熱、および劣化対策や維持管理対策などの住宅性能について、国土交通大臣が定める「日本住宅性能表示基準」「評価方法基準」に基づき評価を行い、「住宅性能評価書」を交付します。

●住宅瑕疵担保保険業務

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）に基づく指定保険法人からの検査業務を受託しています。

●長期使用構造等確認

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定基準への適合に関する「長期優良住宅建築計画に係る技術的審査」を行い、確認書を交付します。

●フラット35等適合証明業務

フラット35の融資に必要な適合証明業務を行います。住宅金融支援機構の定める技術基準への適合を確認し、「証明書」を交付します。

●インスペクション業務

既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に基づくインスペクション（既存住宅状況調査）業務を行います。

●省エネ関連業務

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、当社は登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、建築物の省エネ基準への適合性を審査し、適合判定通知書を交付します。

●BELS業務

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関として「BELS（ベルス）」の評価業務を行い評価書を交付します。

●法12条定期報告に係る調査・検査

建築基準法第12条に定める定期報告として一定の条件を満たす建築物の所有者・管理者は①専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査させ②その結果を特定行政庁に報告する義務があります。

●建築基準法適合状況調査

建築基準法適合状況調査とは、国土交通省「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づき調査を行い、法適合状況等について報告書を作成する業務です。